

富岡市立一ノ宮小学校 いじめ防止基本方針

令和4年9月改訂

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(「いじめ防止対策推進法」より)

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

- ① いじめは、人権侵害であり人として許されない行為である。
 - ② いじめは、どの学校どの学級、どの児童にも起りうるものであり、誰でもが被害者や加害者になり得るものである。
 - ③ いじめに対する正確な実態把握を実施し、早期の対応による早期解決を図る。
 - ④ いじめに対しては、学校全体が組織的に対応する。また、そのことを児童に周知することで、いじめは絶対に許されない行為と改めて認識させいじめ防止に繋げていく。
 - ⑤ いじめが起きた際、被害者に寄り添った対応をする。
 - ⑥ 加害者にはその場の指導や謝罪で終わらせず、二度といじめをしない意識を身に付けさせる。
 - ⑦ いじめをなくすために、学校生活における児童の劣等感やストレスを軽減し、自己有用感を高め自信が持てるよう、一人一人を大切に授業づくりを行い、自他のよさを認め合える学習集団づくりをしていく。
- ※ 以上について、児童、教職員、保護者の誰もが共通の認識を持ち、いじめが起らない学校風土をつくる。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンやスマホなどネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ※ 本校におけるいじめの態様を以上のものを基本とするが、この態様に属さない他者への心身に苦痛を与える行為にも留意する。

(3) いじめ問題に取り組む本校の姿勢

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。
- ② 「いじめ問題」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む。
- ③ いじめが認知された場合は、「早期対応」に的確に取り組む。
- ④ 「いじめを生まない風土づくり」を目指し日々の実践を充実させる。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「職員会議」

◎月に一度の職員会議の際に、全教職員で配慮を要する児童についての現状や指導に関しての情報交換及び共通理解を図る。

(2) 「生徒指導委員会」

【構成員】・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年担当、養護教諭

◎毎月1回開催し、いじめの早期発見と組織的な対応を図る。また日々の生徒指導の中心となり、全校での指導体制を推し進める。

◎月に1回行う「友だちに関するアンケート」の結果を共有し、いじめの認否を確認する。

(3) 「いじめ防止委員会」

【構成員】・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年担当、養護教諭、人権教育主任

◎必要に応じて、いじめ防止事業の推進やいじめ対応の協議及び取組を行う。

(4) 「いじめ防止拡大委員会」

【構成員】・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年担当、養護教諭、人権教育主任
スクールカウンセラー [外部] 主任児童委員 PTA会長 警察官等

◎いじめ重大事態に関わる事案が発生した場合の協議及び取組を行う。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

児童が、学校が楽しく充実しているという実感が得られる教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるという共通認識のもと、学校を挙げて「わかる 授業」を展開し「児童のよさを見だし、認めて、賞賛する」指導を行う。児童への温かい声かけを行うことをとおして、児童が「認められた」という、自己肯定感を高めるようにする。

(2) 人権教育の充実

児童会「いじめ0宣言運動」や人権集中学習期間をとおして、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童会中心に児童に理解させていくとともに、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育てていく。

(3) 道徳教育の充実

道徳の授業をとおして、いじめは「他人を思いやる心や人権意識の欠如」から発生するという理解から、「いじめをしない、いじめを許さない」という心を育てていく。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てていく。

(4) 縦割班活動（縦割集会）の実施

縦割班での遊び等の活動を通じて、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○ 全校児童（保護者も含む）のテレビやゲームなどに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。

○ 外部講師による「ICTモラル教室」を開催するなどして、保護者と児童にインターネットを安全に使うためのノウハウが身につくようにしていくとともに、ネットいじめの現状や危険から回避するための能力の向上を図る。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○ 西中学校や一の宮保育園、バンビーニピッコロ園等との情報交換や交流学习を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等、児童と共に過ごす時間を大事にして児童の様子に目を配っていく。

(2) 連絡帳等の活用

保護者からの連絡帳の記入や健康観察フォームへの入力事項等に対して、日頃から密接に連絡をとることで信頼関係を構築しておく。

(3) 相談体制の整備

心の教室相談員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を整え、児童が気軽に相談できる環境作りを行う。

(4) 友だちに関するアンケート」の実施

月末に、「友だちに関するアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取ったり、学級担任が教育相談を行ったりして、児童個々の理解に努める。

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた時は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) 深刻ないじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止委員会」を開き、指導方針を立て組織的に取り組んでいく。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 必要に応じて、市役所こども課、市教育委員会、西中学校、西部教育事務所、児童相談所、警察などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (7) いじめ対応の基本的な流れ

【正確な実態把握】

※ 学年等＋生徒指導主任

- 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。

【指導体制、方針決定】

※管理職＋学年＋生徒指導主任

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

【児童への指導・支援】

※ 全教職員（SC、心の相談員を含む）

- いじめられた児童を保護し、心情に寄り添った対応をし、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相方の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許さない行為である」という人権意識をもたせる。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後）

【保護者との連携】

※ 管理職＋学年＋生徒指導主事

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

【今後の対応】

※ 全教職員（SC、心の相談員を含む）

- 継続的に支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

把握すべき情報

1 【加害者と被害者の確認】

誰が誰に行ったものか？

2 【時間と場所の確認】

いつ、どこで起こったのか？

3 【内容】

どんな内容のいじめか？

どんな被害を受けたのか？

4 【背景と要因】

いじめのきっかけは何か？

5 【期間】

いつ頃から、どのくらい続いているのか？

7 ネット上のいじめ

パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの SNS を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネットの Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(1) ネット上のいじめへの対応

メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている児童が発するサインを見落とさないよう、保護者と連携を図る。

ネット上のいじめを把握した場合、上記「6（7）いじめ対応の基本的な流れ」に沿って対応する。

(2) 未然防止のための児童や家庭への啓発

児童や保護者を対象とした、情報モラル学習会を行う。

学年・学級懇談会、PTAの研修会等において、児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、持たせる場合にはルールづくりが必要であることを保護者に啓発していく。情報モラル学習会や研修会において、児童や保護者に次の情報を伝えておく。

- 1 インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識をもつこと。
- 2 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 3 匿名で書き込みをしても、人が特定できること。
- 4 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 5 一度流出した情報は、絶対にどこかに残り削除はできないこと。

8 重大事態

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ防止拡大委員会」を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

平成26年4月策定
平成28年6月一部改訂
平成30年3月一部改正
令和4年9月改訂